新型コロナウイルス感染症対策における従業員行動制限

適用期間 2020年4月23日~5月10日

【目的】

- 1、全従業員やご家族、会社を守る為に安心安全に働くことができる職場にする。
- 2、全社において新型コロナウイルス感染症発症者を1名も出さない
- 3、感染者が発生した際に、従業員の感染ルートを迅速に特定する
- 4、お客様へもこの取り組みを通して安心感を提供する

従業員行動制限

	項目		提出書類
出勤前	出勤前に自宅で体温測定を実施 37.5℃以上の発熱がある者は 工場長または次長または主任に連絡し出勤停止		
原則禁止	特定警戒都道府県(※1)への外出 注:やむを得ない場合は原則事前に許可申請を行うこと		①特定警戒都道府県 外出申請書
	特定警戒都道府県からの家族の帰省 及び 自宅への来訪者 (親族含む)の招き入れ 注:やむを得ない場合は原則事前に許可申請を行うこと		②帰省・来訪申請書 (家族来訪者用)
	不特定多数が集まる場所、クラスター感染が 報告されている場所への出入 (注:場所は国の基準に準ずる)		
	10 名以上の集会への参加		③外出(特定警戒都道府県以外) ・集会参加届
	公共交通機関利用	特定地域	①特定警戒都道府県 外出申請書
		特定地域以外	③外出(特定警戒都道府県以外) ・集会参加届
必須事項	外出時のマスク着用		
	うがい・手洗いの徹底		
	3密(密閉・密集・密接)を避ける		

※1 特定警戒都道府県とは下記 13 都道府県を示す

北海道、東京、神奈川、埼玉、茨城、千葉、石川、岐阜、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡 (行動制限は政府の方針は情勢に基づき、都度改訂する)